

2022年11月4日
資源エネルギー庁
新エネルギー課

再エネ特措法に基づく認定失効制度にかかる運用の詳細について（お知らせ）
～2022年度末より失効期限を迎える案件があります～

2022年4月、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）の改正により、認定後、一定期間内に運転を開始しない場合に認定が失効する認定失効制度が導入されました。当該制度では、再エネ特措法施行規則において、運転開始に向けた進捗状況に応じた失効期限日が定められており、失効期限日の猶予に必要な手続に関しては、2020年12月から資源エネルギー庁HPなどを通じて公表して参りましたが、今年度末以降、失効期限日を迎える予定の案件があることから、改めて周知を行います。

失効期限日の猶予に必要な手続に関しては、期限までに受領又は確認を終えるための処理期間を踏まえ、下記の通り各種書類の提出期限日をお知らせいたします。（なお、提出期限日までに提出をされた場合でも、書類に不備があった場合等には失効期限日までに受領または確認を受ける事が出来ない場合があります。）

特に制度が開始した本年度は、多数の手続が予想されることから、円滑な審査のため、当該提出期限日に関わらず早期に手続をいただきますようお願いいたします。

1. 失効制度の対象と失効期限日について

①2022年3月31日以前に運転開始期限を迎える2019年3月以前に認定を受けた太陽光発電事業（以下「経過措置対象」という。）

失効期限日：

- 2023年3月31日までに系統連系工事着工申込書が受領されない場合：2023年3月31日
- 2023年3月31日までに系統連系工事着工申込書が受領された場合：2025年3月31日※
- 2023年3月31日までに系統連系工事着工申込書が受領され、かつ工事計画届出の受領あるいは環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等の手続きに係る進捗確認申請が行われ、経済産業大臣によって確認された場合：調達期間の終了まで失効を猶予

※：2018年の未稼働太陽光措置の対象となる事業（2012～2016年度認定であり、2016年7月31日までに接続契約を締結したもの。以下「未稼働太陽光措置対象」という。）については、2021年4月1日から2023年3月31日までの間に、系統連系工事着工申込書が受領された場合：当該受領日から4年が経過する日

②2022年4月1日以降に運転開始期限を迎える①以外の全事業（全電源対象。以下「通常の認定事業」という。）

失効期限日：

- 運転開始期限日から1年が経過する日までに系統連系工事着工申込書が受領されない場合：
運転開始期限日から1年が経過する日
- 運転開始期限日から1年が経過する日までに系統連系工事着工申込書が受領された場合：
運転開始期限日に各電源の運転開始期間（※）に当たる年数を加えた日
※運転開始期間・・・太陽光：3年間、風力：4年間、地熱：4年間、バイオマス：4年間、水力：7年間（環境影響評価対象案件に対する配慮期間等は除く。）
- 運転開始期限日から1年が経過する日までに工事計画届出の受領あるいは環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等の手続きに係る進捗確認申請が行われ、経済産業大臣によって確認された場合：**調達期間の終了まで失効を猶予**

2. 提出期限について

①一般送配電事業者への「系統連系工事着工申込書」の提出期限※1

全認定事業について、以下の期限までに一般送配電事業者への提出が必要です。

経過措置対象の場合：2023年2月28日（火）

通常の認定事業の場合：失効期限日の1ヶ月前の日

（例：2019年6月1日認定の太陽光事業の場合：・・・2023年4月30日）

※1：提出時点において、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用権原が得られていること、農振除外及び農地転用許可の取得又は届出の受理ができていないこと、林地開発許可の取得ができていないこと（いずれも必要な場合に限る）が系統連系工事着工申込書の提出要件となります。系統連系工事着工申込書の提出に当たって必要な要件を満たしていないことが事後に明らかになった場合、受領を取り消すこともあるため、ご注意ください。

※2：未稼働太陽光措置対象については、※1に記載の要件に加え、提出時点において、環境影響評価法又は条例に基づく環境影響評価に係る評価書の公告及び縦覧が終了していることが系統連系工事着工申込書の提出要件になります。

※3：森林法施行令の改正により、2023年4月1日より、太陽光発電設備の設置に必要な林地開発許可の対象規模が、1ヘクタールを超える開発行為から、0.5ヘクタールを超える開発行為となります。新たに林地開発許可の取得が必要となった事業について、2023年4月1日以降に系統連系工事着工申込書を提出される場合は、当該許可取得が系統連系工事着工申込書の提出要件となります。

※4：買取義務者が小売電気事業者である場合は、小売電気事業者経由で上記期限までに一般送配電事業者への提出が完了している必要がありますので、ご注意ください。

②経済産業大臣への進捗確認申請期限日※1※2

工事計画届出又は法令に基づく環境影響評価の対象である認定事業について、調達期間の終了まで失効を猶予するためには、以下の期限までに地方経済産業局への申請が必要です。

経過措置対象の場合：2023年2月28日（火）

通常の認定事業の場合：失効期限日の1ヶ月前の日

（例：2019年6月1日認定の太陽光事業の場合・・・2023年4月30日）

※1：電子申請が原則です。GビズIDの発行等の手続に時間を要しますので、上記提出期限日に関わらず、お早めに申請ください。

※2：申請確認と認定通知書返送のため、提出期限日を目処として電子申請画面から出力した申請書及び返信用封筒を発電設備の設置場所を管轄する各地方経済産業局の認定担当部署へご郵送ください。

3. 手続に関する注意点

(1) 提出期限日の考え方について

- 上記提出期限日までに系統連系工事着工申込又は進捗確認申請の提出ができなかった場合は、失効の猶予に必要な手続を完了することは保証されませんのでご注意ください。

(2) 各手続について

- 系統連系工事着工申込書の提出及び経済産業大臣への進捗確認申請については、認定事業ごとに手続を行う必要があります。

(3) 一般送配電事業者への「系統連系工事着工申込書」提出について

- 系統連系工事着工申込書の提出先は、以下のとおりです。
 - ① **買取義務者が一般送配電事業者の場合：当該一般送配電事業者に提出**
 - ② **買取義務者が小売電気事業者の場合：当該小売電気事業者経由で一般送配電事業者に提出**詳細な提出方法については、各一般送配電事業者のホームページを御確認の上、必要に応じて各買取事業者にお問い合わせください。なお、本申込書は地方経済産業局、JPEA 代行申請センター等の経済産業省の各機関では受け付けておりません。
- 系統連系工事着工申込書については、各一般送配電事業者が定めることとなりますが、各社の共通項目を記載した申込書のサンプル様式については、下記のとおりです。申込書の本様式は、各社のホームページよりダウンロードいただき、必要事項を記入の上、ご提出ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fip_2020/fip_sample.pdf
- 2018年の未稼働太陽光措置の対象となる事業（2012～2016年度認定であり、2016年7月31日までに接続契約を締結したもの）については、2. ※2に記載のとおり、系統連系工事着工申込書の提出要件が異なります。未稼働措置措置対象は、未稼働措置用の様式（通常の失効制度用の様式と異なります。）での系統連系工事着工申込書提出が必要となりますので、ご注意ください。詳細は、各一般送配電事業者のHPにてご確認ください。

(4) 経済産業大臣への進捗確認申請について

○ 進捗確認申請における「申請」とは、提出期限日の 23 時 59 分までに電子申請システム上で申請状態が「申請書出力済」または「申請書出力済（認証済）」となるまで手続を行うことを指します。

なお、万が一紙での申請を行う場合、「申請」とは消印ではなく、持参又は郵送により申請書等が各担当部署に下表の「開庁時間」中に到達していることを指します。

以下の「郵送先」のとおり、期限日までに「発電設備の所在地」を管轄する地方経済産業局、に申請が到達しない場合は、失効の猶予の対象になりませんのでご注意ください。申請書等の提出先に関する情報は以下の通りです。

電子申請

以下の URL より電子で申請を行ってください。

<https://www.fit-portal.go.jp/>

郵送先

以下の表をご参照の上、「発電設備の所在地」を管轄する各地方経済産業局の認定担当部署に申請書・返信用封筒等を提出してください。

地方経済産業局名	部 名	課 名	郵便番号	住 所	電話番号	管轄区域	開庁時間
北海道経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 (内線2638)	北海道	8:30~12:00、 13:00~17:15
東北経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-4805	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	8:30~12:00、 13:00~17:15
関東経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー対策課	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0361	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県、新潟県、静岡県	9:30~12:00、 13:00~17:00
中部経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県	9:30~12:00、 13:00~17:00
近畿経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6043	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	9:30~12:00、 13:00~17:00
中国経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	730-8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5818	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	9:00~12:00、 13:00~17:00
四国経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	760-8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館	087-811-8538	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	8:30~12:00、 13:00~17:15
九州経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5475	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	9:30~12:00、 13:00~17:00
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部	エネルギー・燃料課	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館	098-866-1759	沖縄県	8:30~12:00、 13:00~17:15

(4) その他制度に関する情報について

○失効制度の概要については以下の URL よりご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fip_2020/fip_document04.pdf

○失効制度における Q&A については以下の URL よりご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fip_2020/fip_shikouFAQ.pdf

4. その他の留意事項

- 進捗確認申請の内容に不備があった場合は、期限を定めて補正依頼を行います。当該補正期限までに必要な補正がなされず、確認が行えない場合は、失効の猶予の対象となりません。上記提出期限日の直前は申請数が増加するため、通常よりも不備補正依頼を行う時期が遅くなり、また、補正期間が短くなります。円滑な審査のため、当該申請の提出期限日に関わらず可能な限り早期に申請いただきますようお願いいたします。

- 系統連系工事着工申込書の受領確認や進捗確認等の通知、失効期限までに運転開始された情報については、電子申請システムへの情報の反映が遅れる場合があります。
反映の遅れたまま失効期限日を超過した場合、電子申請システム上一時的に「失効確認中」の状態になりますが、事実関係が確認され次第、認定情報を適正化します。

- 系統連系工事着工申込書の受領については、農地転用許可や林地開発許可の取得等、着工申込の提出に当たって必要な条件を満たしていないことが事後に明らかになった場合、認定が失効となる可能性があるため、ご注意ください。

- 申請内容について、不備が大変多くなっております。記載要領等をあらかじめご確認の上、添付書類の不足等がないようご提出いただきますようお願いいたします。

◆本件に関するお問合せ窓口

0570-057-333（受付時間：平日 9:00 から 18:00）[PHS/IP 電話からは、044-952-7917]

また、申請手続に関する情報については、下記ホームページをあらかじめよくご確認いただきますようお願いいたします。

なっとく！再生可能エネルギー <https://www.fit-portal.go.jp/>

以上